

岩手県監査委員告示第27号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月8日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立杜陵高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年2月9日

イ 本監査実施日 平成24年2月22日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、63,180円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた通勤手当については、平成24年3月15日に返納した。 今後は、各手当の支給状況を支給対象職員ごとに管理する一覧を作成してチェックを徹底するとともに、事務室内全職員での相互チェックを徹底することにより再発を防ぐこととした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立花北青雲高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年2月1日

イ 本監査実施日 平成24年3月22日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
非常勤講師の任用に当たり、任用期間の更新が必要であったにもかかわらず更新せずに勤務させていたものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	非常勤講師の任用期間を更新せずに勤務させていたことについては、任用期間を超えて時間割変更をしたものであるが、今後は、時間割変更の情報を職員間で共有することを徹底するとともに、任用期間の出勤簿への明記を徹底することにより再発を防ぐこととした。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立一関工業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年10月13日

イ 本監査実施日 平成24年2月2日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年3月30日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
------------	------

単身赴任手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、955,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

支給すべき金額より多く支給していた単身赴任手当については、平成23年12月15日及び同月26日に返納処理を行った。

今後は、手当支給の新規認定において疑義がある場合は主管課への照会を行い、適切な認定に努めるとともに、支給状況の確認を複数職員で行うことを徹底することにより再発を防ぐこととした。